(c)　この章の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次のいずれかの事項に関する措置を含む。

(i)　欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii)　個人の情報を処理し、及び公表することに関連する個人のプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii)　安全

(d)　取扱いの差異が他方の締約国の経済活動、企業家、サービス又はサービス提供者に関する直接税の公平又は効果的な(注)賦課又は徴収を確保することを目的とする場合には、第八・八条1及び2又は第八・十六条1の規定に合致しない措置

注　直接税の公平又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする措置には、一方の締約国がその税制の下でとる次の措置を含む。

(a)　非居住者の租税に係る義務が一方の締約国の領域内に源泉がある課税項目又は一方の締約国の領域内に所在する課税項目に関して決定されるという事実に鑑み、非居住者である企業家及びサービス提供者に適用する措置

(b)　一方の締約国の領域における租税の賦課又は徴収を確保するため、非居住者に適用する措置

(c)　租税の回避又は脱税を防止するため、非居住者又は居住者に適用する措置（租税に係る義務の遵守のための措置を含む。）

(d)　一方の締約国の領域内の源泉に基づき、他方の締約国の領域内で又は他方の締約国の領域から提供されるサービスの消費者に対して課される租税の賦課又は徴収を確保するため、当該サービスの消費者に適用する措置

(e)　全世界の課税項目に対する租税が課される企業家及びサービス提供者と他の企業家及びサービス提供者との間の課税の基盤の性質の差異に鑑み、両者を区別する措置

(f)　一方の締約国の課税の基盤を擁護するため、居住者若しくは支店について又は関連する者の間若しくは同一の者の支店の間において所得、利得、収益、損失、所得控除又は税額控除を決定し、配分し、又は割り当てる措置

この2(d)（この注を含む。）に規定する租税に関連する用語又は概念は、措置をとる一方の締約国の国内法令に基づく租税に関する定義及び概念又はこれらと同等若しくは同様の定義及び概念に従って決定する。

第八・四条　サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引に関する専門委員会

1　第二十三・三条の規定に基づいて設置されるサービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引に関する専門委員会（以下この章において「専門委員会」という。）は、この章の規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。

2　専門委員会は、次の任務を有する。

(a)　この章の規定の実施及び運用並びに附属書八―B附属書Ⅰから附属書Ⅳまでの各締約国の表に記載する適合しない措置について検討及び監視を行うこと。

(b)　次の事項を含む音響・映像サービスの貿易に関連する事項について討議すること。

(i)　音響・映像サービスに関連する規制に係る事項であって、適当な場合には情報及び経験（関係法令及びその実施並びに音響・映像サービスの規制に関する最良の慣行についてのものを含む。）を共有するためのもの

(ii)　両締約国の音響・映像分野の間の一層の協力を奨励するための方法（共同制作を奨励するためのものを含む。）

(iii)　この章の適用範囲に音響・映像サービスを含めることの必要性

(c)　この章の規定に関連する事項についての情報を交換すること。

(d)　この章の規定について改善の可能性を検討すること（音響・映像サービスに関連するこの章の適用範囲の見直しを含む。）。

(e)　この章の規定に関連する問題であって両締約国の代表者の間で合意するものについて討議すること。

(f)　合同委員会が第二十三・一条5(b)の規定に基づいて委任する他の任務を遂行すること。

3　専門委員会は、両締約国の代表者（専門委員会において取り扱われる問題を所管する関係省庁の職員を含む。）から成る。専門委員会は、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であって、専門委員会において取り扱われる問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第八・五条　見直し

1　各締約国は、適当な場合には、附属書八―B附属書Ⅰから附属書Ⅳまでの自国の表に記載する適合しない措置を削減し、又は撤廃するよう努める。

2　両締約国は、この章の規定について可能な改善を行うため、及び国際協定に基づく両締約国の約束に適合する範囲内で、サービスの貿易、投資の自由化、電子商取引及び投資環境に関する両締約国の法的枠組みの見直し（第二十四・一条の規定に従って行うこの協定の見直しを含む。）を行う。

3　一方の締約国が、この協定の効力発生の日の後に、投資に関する章であって、投資の保護に関する規定を含み、又は投資家と国との間の紛争解決手続を定めるものを有する国際協定に署名する場合には、他方の締約国は、当該国際協定の効力発生の日の後に、両締約国がこの節及び次節の規定の見直しを行うことを要請することができる。(注)当該見直しは、投資環境の改善をもたらし得るような規定をこの協定に含めるために行う。両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、当該見直しは、その要請の日から二年以内に開始するものとし、合理的な期間内に完了する。

注　英国については、この3の規定は、この協定の効力発生の日において英国について効力を有し、若しくはこの協定の効力発生の日の前に英国が署名した国際協定の枠組みの下におけるその後の見直し、改正又は自由化及び英国と第三国との間の国際協定であって英国が欧州連合構成国であった間に欧州連合が締結した現行の国際協定を移行させることを目的として締結するものについては、対象としない。

第B節　投資の自由化

第八・六条　適用範囲

1　この節の規定は、次の者による経済活動に係る設立又は運営に関する締約国による措置について適用する。

(a)　他方の締約国の企業家

(b)　対象企業

(c)　第八・十一条の規定の適用に当たっては、当該措置を採用し、又は維持する締約国の領域に所在するあらゆる企業

2　この節の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　海上運送サービスのうち内航海運に係るもの(注)

注　英国については、この節の規定の下での海上運送サービスのうち内航海運に係るものは、英国に所在する港又は地点と英国に所在する他の港又は地点との間の旅客又は物品の運送（海洋法に関する国際連合条約の規定に基づく英国の大陸棚におけるものを含む。）及び英国に所在する港又は地点から出発し、同じ港又は地点に終着する運送を対象とする。

(b)　航空サービス又は航空サービスを支援するための関連のサービス(注)。ただし、次のものを除く。

注　この節の規定は、その主たる用途を物品又は旅客の運送としない航空機を使用するサービス（例えば、空中消火活動、飛行訓練、観光、散布、調査、地図の作成、撮影、落下傘による降下、グライダーのえい航、木材伐出及び建設のためのヘリコプターによる搬送その他農業、工業及び査察のための航空機によるサービス）については、適用しない。

(i)　航空機がサービスを提供していない間に当該航空機に対して行われる修理及び保守のサービス

(ii)　航空運送サービスの販売及びマーケティング

(iii)　コンピュータ予約システム（ＣＲＳ）のサービス

(iv)　地上取扱サービス

(c)　音響・映像サービス

第八・七条　市場アクセス

一方の締約国は、設立又は運営を通じた市場アクセスであって他方の締約国の企業家又は対象企業によるものに関し、小地域を単位とするか自国の全領域を単位とするかを問わず、次の措置を維持し、又は採用してはならない。

(a)　次の制限を課する措置(注)

注　(i)から(iii)までに規定する制限には、農産品の生産を制限するためにとられる措置を含まない。

(i)　企業の数の制限（数量割当て、独占、排他的権利又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）